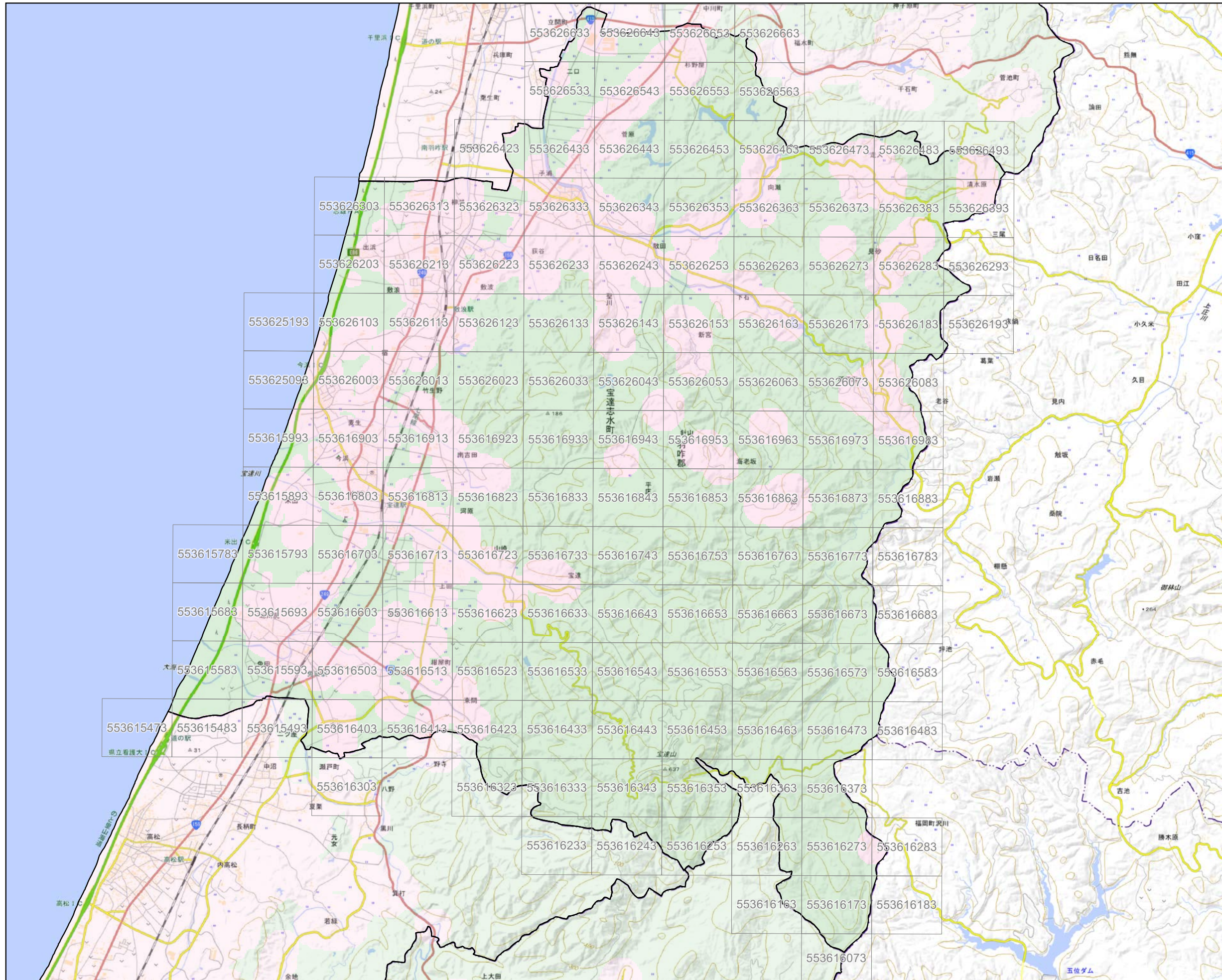


宅地造成等工事規制区域及び
特定盛土等規制区域図
(宝達志水町)

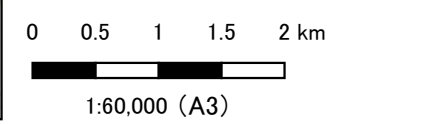


メッシュコード (13桁)
申請番号
||
基準地域メッシュコード (8桁)
+
分割指示符 (1桁)
(割図及び詳細図右上に記載)
+
細分化コード (4桁)
(詳細図に記載)

- ・基準地域メッシュコード
総務省統計局が定める8桁のコード
- ・分割指示符
「3」固定
- ・細分化コード
緯度・経度方向にメッシュを等分割し、南から順に00から振った番号2桁と西から順に00から振った番号2桁を組み合わせた4桁のコード
0000~3939

凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 宅地造成等工事規制区域 (隣接市町)
- 特定盛土等規制区域 (隣接市町)
- 第3次地域区画
- 行政界



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHF 81」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」